

## 第2回 石川県最低賃金専門部会 議事録

開 催 日 時	令和5年8月3日 木曜日 9時35分～11時30分			
開 催 場 所	金沢駅西合同庁舎 別館2階 共用第2会議室			
出席委員	公益代表委員	粟田 真人	木村 弘	高見 俊也
	労働者代表委員	徳本 喜彰	南 芳雄	村上 和幸
	使用者代表委員	尾崎 良一	敷波 利子	橋本 政人
	欠 席 委 員			
	事 務 局	長嶋労働局長	岡村労働基準部長	春名賃金調査員
議 題	<p>1 開会</p> <p>2 議題</p> <p style="padding-left: 40px;">①資料説明</p> <p style="padding-left: 40px;">②石川県最低賃金の改正金額について</p> <p>3 閉会</p>			
議 事 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 別紙のとおり</li> </ul>			

令和5年度 第2回石川県最低賃金専門部会 議事録

令和5年8月3日（木）

9時35分～11時30分

金沢駅西合同庁舎 別館 2階共用第2会議室

【高見部会長】 それでは、第2回石川県最低賃金専門部会を開会いたします。  
専門部会成立状況の報告をお願いいたします。

【事務局】 指導官 本日は、全委員に御出席いただいております。現在9名中9名の出席で、最低賃金審議会令第6条第6項に定める定足数である全委員の3分の2以上、または公労使各側委員の3分の1以上を満たしていますので、本日の会議は有効に成立していることを御報告申し上げます。

【高見部会長】 それでは、議事に入ります前に、本日の議事録確認者を指名したいと思います。公益委員側は私、高見が行います。労働者側は徳本委員、使用者側は橋本委員、お願いいたします。

それでは、議事に入ります。

それでは、議題①資料説明に入ります。配付資料について事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 室長 それでは、議題2の①の資料について御説明させていただきます。1ページの資料ナンバー1を御覧ください。石川県における令和5年6月の雇用失業情勢について、先日当局がプレスリリースしたものです。基調の判断としては、県内の雇用情勢は注意を要する状態にあるものの、持ち直しているとし、有効求人倍率は前月から0.04ポイント上昇し、1.66倍となった旨が記載されています。

次に、19ページの資料ナンバー2を御覧ください。金沢市消費者物価指数をお付けしております。令和5年6月分は総合で前月比0.4%の上昇、生鮮食品を除く総合では前月比0.6%上昇と記載されております。

その次にもう一点でございます。先月31日の本審の時に傍聴に来ておりました労働組合、石川県労連から、これは本来7月26日までの公示期間であって、期限後になるんですけれども、中小企業の支援と石川県の最低賃金引上げを求める要請

書というものが、37 団体、692 名分の署名を当審議会宛てに提出されたことを御報告いたします。

【高見部会長】

今説明にあった件はよろしいでしょうか。労働者側の皆さんもよろしいですか。それでは次に、議題②石川県最低賃金の改正金額についてに移りたいと思います。

本日は2回目の専門部会ですので、具体的な金額について労使双方から個別に御意見を伺いたいと考えております。前回、第1回専門部会におきましては、労働者側の皆さんから、石川県、Bランクの目安は40円ということで、政府も言っております1,000円にはいまだ届かないということですが、Bランクの各県あるいは隣県の状況を見ながら今後しっかり審議していきたいということと、全会一致も意識されているという御発言だったかと思っております。

それから使用者側の皆さんからは、今回の目安は過去最高であると。そういう中で石川県の特殊事情を言うと、5月5日に珠洲で地震があったということもあって、能登地域のことも考えて審議しないとなかなか難しい状況だと。中小企業、それから小規模事業者の意見も聞きながら、最終的には落ち着くべきところに落ち着くようにしたいということと、目安を尊重しながらしっかり審議していきたいという御発言もあったかと思えます。

今日、また引き続き個別に御意見をお伺いする前に、前回の専門部会でおっしゃっていただいた総括的な意見に、さらに追加しておくべき御意見、御指摘がありましたら、ここでお聞きしたいと思っております。

まず、労働者側の皆さん、いかがでしょうか。

【南委員】

付け加えるとすると、当然格差是正を求める部分については、隣県ではかなり上げていくというような特に福井は新聞にも出ましたが、県から最賃の審議会に北陸3県の格差を早期に解決すべき大きな課題という部分で新聞報道されているということもありますし、北陸3県で言うと新潟は入らないんですけど、こちらの関係で言うと新潟も、福井、石川を意識した審議を進めていくとも聞いていますので、なかなか今回の目安は大きな金額ではありますが、まだまだ1,000円には程遠いということもありますし、近県の格差是正を進めていきたいと思っています。

【高見部会長】

ありがとうございました。その他、労働者側の皆さんはよろしいですか。

それでは、使用者側の皆さんの御意見を伺いたいと思います。

橋本委員。

【橋本委員】

この最低賃金の引上げの必要性というのは、私どもも理解をしております。ただ、その根拠となるものの説明の中で、例えば、物価上昇分が昨年の10月から6月まで4.3%と表記されておりました。その物価上昇分というものを企業が全て見るべきものなのかというのは、お互いに協議していく必要があるのではないかなと思いますし、隣県は当然参考にしますが、石川県の場合は、皆さん御存じのとおり能登がございまして、その能登というのは、前回は申しましたけれども、5月5日に地震に遭っておりますので、そういったことで企業の活動も停滞しているやに聞いております。

よって、そういうことも全て勘案しながら十分議論をしていきたいなと思っております。

【高見部会長】

ありがとうございました。その他の使用者側の皆さん、御意見はいかがでしょうか。

尾崎委員、どうぞ。

【尾崎委員】

今回A B C DがA B Cという形でランクが移動したということで、私どもはBに入ったんですけれども、Bの中でも一番高いところと低いところが70円ぐらいの、去年ですけれどもね。今年もCの中でもやっぱり70円近い差があるわけで、その格差を縮めるということが意図的なことであったのかと思いますけれども、今年は40円という目安が出ていますけれども、これを一気に縮めることを前提にしながら議論ということは少し避けていただきたいなと思っております。非常に幅が大きいもので、ちょっとそのあたりだけ、今回のランクが変わったことによる影響というのも少し考えて審議していただきたいなと思っております。

【高見部会長】

分かりました。じゃ、今伺いましたお話も公益として十分考慮しながら、引き続き審議を進めてまいりたいと思います。

それでは、ここで部会を一旦休憩しまして、それぞれ個別に御意見を伺いたいと思います。事務局から控室の御案内をお願いいたします。

【事務局】 指導官

労働者側の控室は同じフロアの第4会議室を、使用者側の控室は第3会議室を御用意しております。

【高見部会長】

それでは、一旦、御足労ですが控室へお願いいたします。

(公労・公使折衝)

【高見部会長】

部会を再開致します。

本日は労使双方の皆さんから金額についてご意見を伺いました。双方のご主張の内容についてここで確認させていただきたいと思います。

労働者側の皆さんは、49 円ということでありました。使用者側の皆さんは 22 円ということでありました。労働者側の皆さんは近隣の格差是正という観点で目安を上回るご主張をされていらっしゃるかと認識しております。一方使用者側の皆さんは第 4 表の③に基づかれて B ランクで見ますと 2.4%ということでは 21 円あまりの金額ですけれども切り上げて 22 円というご主張だったかと思えます。いずれにしても開きがありまして、本日の、本専門部会では合意には至るのは難しいという段階かと判断しております。

本日はこれで終了いたしまして、次回から引き続き歩み寄って頂けると思っておりますので審議をお願いしたいと思います。

諸事情あると思いますが、ぜひ全会一致目指してご審議いただければありがたいと考えてございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

その他、何かご意見、今この場でおっしゃっておくべきご意見いかがでしょうか。労働者側の皆さんよろしいでしょうか。使用者側の皆さんよろしいでしょうか。公益のみなさんも。それでは、無いようですので、次回の案内をお願い致します。

【事務局】 指導官

次回の専門部会は、明日 8 月 4 日金曜日午前 9 時 30 分から、本日より同じ共用第 2 会議室で開催させていただければと思います。

【高見部会長】

それでは本日も暑い中、精力的なご審議いただきありがとうございました。また明日よろしくお願い致します。